

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則			法令番号	令和2年佐賀県規則第63号		
手続名	衛星船位測定送信機等の備付け命令			根拠条項	第50条第1項		
処分基準	<p>知事は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、知事許可漁業の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行のため特に必要があると認める場合 ・その他漁業調整のため特に必要があると認める場合 						
	対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	水産課	交付機関	水産課	目次
	2 弁明の機会の付与						